

統一的な基準による財務書類の概要

企画政策部財政課

1 「統一的な基準」による財務書類について

資産債務改革や行政経営への活用を目的として、これまでに多くの市町村が新地方公会計制度に基づく財務書類の作成・公表を行ってきましたが、「総務省方式改定モデル」、「基準モデル」、「一部団体の独自モデル」といった複数の作成方法が共存するとともに、固定資産台帳の整備が前提となっていなかったことなどから、団体間における比較が困難な状況となっていました。

このため、平成 27 年 1 月、総務大臣から一部事務組合や広域連合を含む全ての地方公共団体に対して、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、「統一的な基準」による財務書類等を作成するよう要請がありました。

本市では、それまで「総務省方式改訂モデル」による財務 4 表を作成・公表してきましたが、当該要請を受け、平成 28 年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しております。

2 「統一的な基準」と「総務省方式改定モデル」の相違点について

現在本市が作成している「統一的な基準」と、過去に作成していた「総務省方式改定モデル」との主な相違点は、次のとおりです。

- (1) 一部事務組合及び広域連合も報告対象に追加された。
- (2) 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提とされた。
- (3) 勘定科目の大幅な見直しが行われた。例えば、有形固定資産については行政目的別（生活インフラ・国土保全、教育、・・・）から性質別（土地、建物、工作物、・・・）に変更された。
- (4) 純資産の部の内訳が簡略化された。（固定資産等形成分、余剰分（不足分）の 2 区分のみになった。）
- (5) 償却資産の表示が直接法から間接法に変更された。（減価償却累計額が明示されるようになった。）
- (6) 注記事項や附属明細書が大幅に変更された。
- (7) 有形固定資産の評価方法について、これまでは決算統計データからの推計だったが、原則として取得原価で評価するよう変更された。
- (8) 耐用年数について、これまでは決算統計の区分に応じた年数を一律に使用していたが、原則として資産ごとに耐用年数省令の種類の区分に基づく年数を使用するよう変更された。

3 財務書類について

統一的な基準による財務書類とは、「貸借対照表（BS）」、「行政コスト計算書（PL）」、「純資産変動計算書（NW）」、「資金収支計算書（CF）」の4表のことで、現行の官庁会計（現金主義会計）の決算書を補完する役割を持っています。

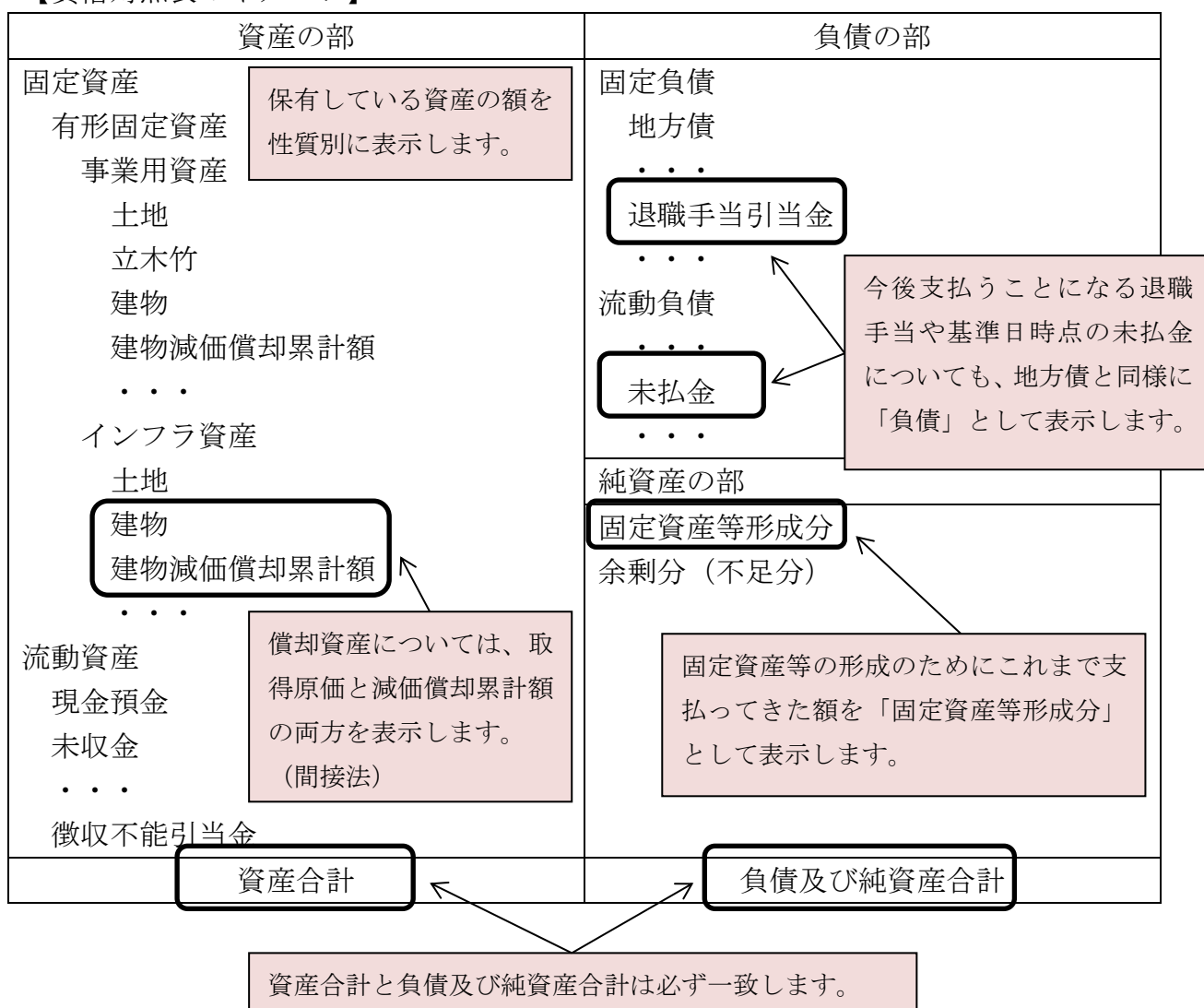
各表の内容及び相互関係については、次のとおりです。

（１）貸借対照表【BS】

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状況（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成するものです。

貸借対照表では、官庁会計の決算書には記載されていない保有資産の額（簿価）や減価償却額、今後支払いが見込まれる退職手当等の額（引当金）を把握することができます。

【貸借対照表のイメージ】



なお、地方公共団体は膨大な固定資産（行政財産）を用いて住民に対してサービスを提供していることから、多くの日本企業が採用している流動性配列法（流動資産が先）ではなく、固定性配列法（固定資産が先）により表示することとされています。

(2) 行政コスト計算書【P L】

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成するものです。

行政コスト計算書では、官庁会計の決算書では見えにくかった行政サービスに係るコストの取引高を明らかにすることで、コスト構造の理解を深めたり、受益者負担の割合を把握したりすることができます。

【行政コスト計算書のイメージ】

科目	金額
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 ・・・ 移転費用 補助金等 社会保障給付 ・・・ 経常収益 使用料及び手数料 その他 純経常行政コスト	会計期間中の現金の支払いはありませんが、新たに支払義務が生じた賞与や退職手当の額を、発生した時点で費用として計上します。 建物や車といった償却資産については、使用年数に応じて価値が減少するため、会計期間中の減少分を費用として計上します。 通常の行政サービスに係るコストと、住民票発行手数料のような行政サービスに係る収益の差額です。行政サービスの受益者負担割合は通常低く設定されているため、地方公共団体ではマイナス（コスト＞収益）になります。 純経常行政コストに臨時的な損益を加味した純行政コストは、純資産変動計算書（NW）に振り替えられ、会計期間中の純資産の増減に加味されます。
臨時損失 災害復旧事業費 ・・・ 臨時利益 資産売却益 ・・・ 純行政コスト	

(3) 純資産変動計算書【NW】

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動を明らかにすることを目的として作成するものです。

純資産変動計算書では、行政コスト計算書から把握できる損益取引以外の取引（資本取引等）を把握することができます。

【純資産変動計算書のイメージ】

科 目	合 計		
前年度末純資産残高		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
純行政コスト	使用料・手数料等の経常収益では賄いきれなかった行政コストが、どのような財源で賄われているか把握できます。		
財源			
税収等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動（内部変動）	固定資産の新規取得等による増加額や、売却・除却等による減少額が把握できます。		
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
・・・			
本年度純資産変動額			
本年度末純資産残高			

(4) 資金収支計算書【CF】

資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態を明らかにすることを目的として作成するものです。

資金収支計算書では、会計期間中の地方公共団体の資金の流れを、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の3つの区分に分けて表示することで、それぞれの活動に応じた資金収支の状態を把握することができます。

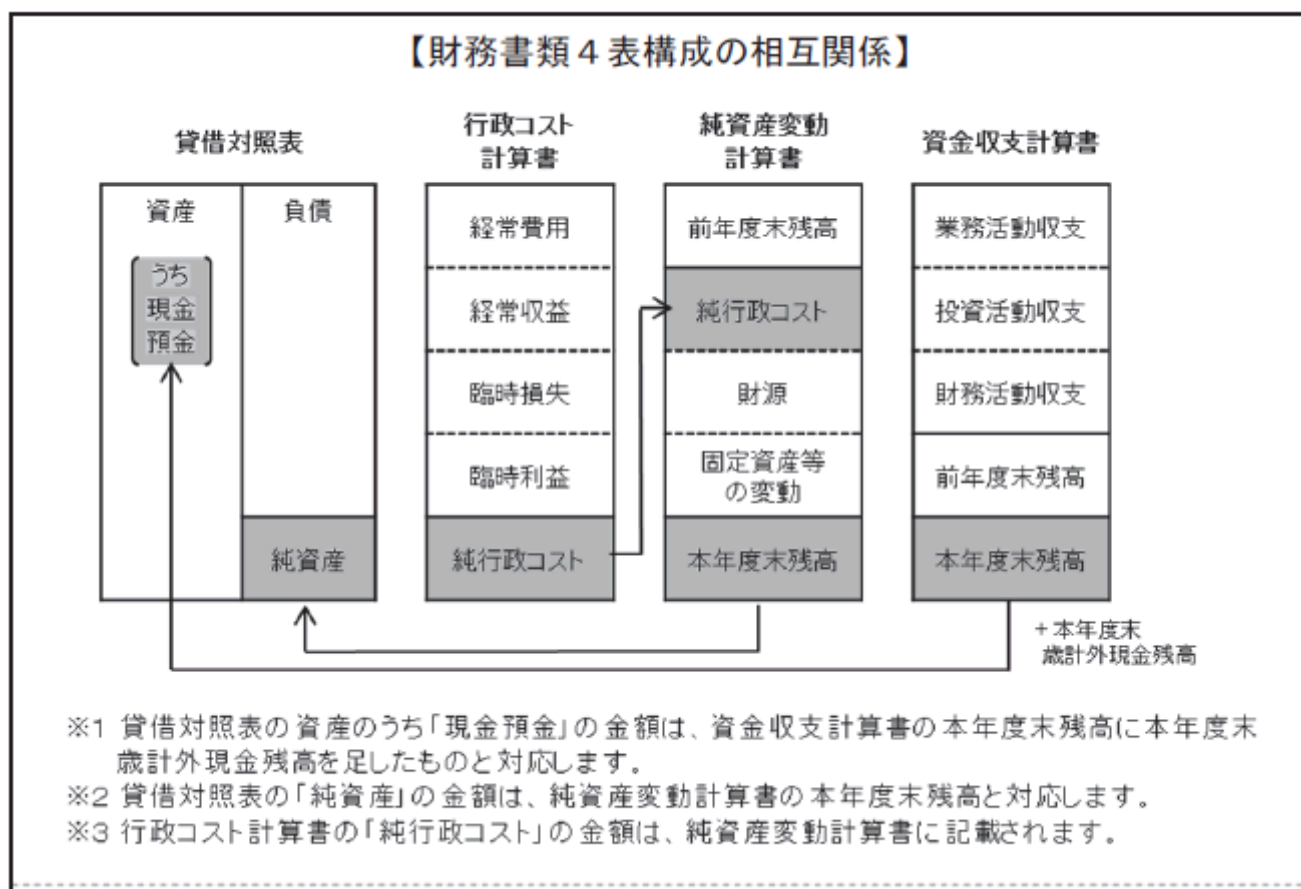
【資金収支計算書のイメージ】

科 目	金 額
業務活動収支 （人件費支出、物件費支出、補助金等支出、税収等収入、・・・）	
投資活動収支 （公共施設等整備費支出、基金積立支出、基金取崩収入、・・・）	
財務活動収支 （地方債償還支出、地方債発行収入、・・・）	
本年度資金収支額	資金収支計算書の収支額は、官庁会計の決算書の収支額と一致します。
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

（５）財務書類４表の相互関係

統一的な基準による財務書類４表の相互関係は、次のとおりです。

【財務書類４表構成の相互関係】



（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より抜粋）

4 作成基準日について

財務書類の作成基準日は、官庁会計の会計年度の最終日である３月３１日です。

ただし、地方自治法第２３５条の５に基づき、出納整理期間（４月１日から５月３１日まで）が設けられている会計（団体）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

また、出納整理期間を設けていない会計（団体）と出納整理期間を設けている会計（団体）との間で、出納整理期間中に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

5 連結対象について

統一的な基準による財務書類は、「一般会計等」、「全体」、「連結」の3区分で作成されます。

本市における各区分の連結対象会計（団体）は、次のとおりです。

【塩尻市の連結対象会計（団体）】

区分			会計（団体）名称	
連結	全体	一般	普通※	・塩尻市一般会計
			公営事業	・塩尻市国民健康保険事業特別会計 ・塩尻市介護保険事業特別会計 ・塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計 ・塩尻市後期高齢者医療事業特別会計
			公営企業	・塩尻市水道事業会計 ・塩尻市下水道事業会計
			一部事務組合・広域連合	・松塩筑木曾老人福祉施設組合 ・松塩地区広域施設組合 ・塩尻市辰野町中学校組合 ・辰野町塩尻市小学校組合 ・松塩安筑老人福祉施設組合 ・長野県後期高齢者医療広域連合 ・松本広域連合（松本地域ふるさと基金事業特別会計含む。） ・長野県地方税滞納整理機構 ・長野県民交通災害共済組合 ・長野県市町村自治振興組合
			地方公社・三セク	・塩尻市土地開発公社 ・一般財団法人塩尻市文化振興事業団 ・一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター ・株式会社信州ファーム ・一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター ・一般財団法人塩尻市振興公社 ・一般社団法人塩尻市農業公社 ・一般社団法人塩尻市森林公社 ・株式会社ソルトターミナル ・株式会社しおじり街元気カンパニー

※「普通」・・・決算統計の対象となる普通会計を指す。